

全日病S-QUE看護師特定行為研修

医療安全学/特定行為実践

共通科目

1.4ケアの質保証

(4) 法的側面とケアの質保証に関する判例を分析する

名古屋大学医学部附属病院 患者安全推進部 弁護士 北野 文将 氏



法的側面とケアの質保証に関する 判例を分析する

名古屋大学医学部附属病院 患者安全推進部 弁護士 北野 文将

本日の内容

- 胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡した事例の 裁判例
- 裁判例を参考に考える

考えていただきたいこと

- 裁判では、通常、争いになった行為について、行うべきであった方法が認定される。その行うべき方法が行われていなかった場合には、医療過誤となる。
- 自施設を振り返ったとき、特定行為の各行為について、看護師として、標準的な方法、行うべき方法が定められていますか? また、その方法が適切に行われるよう担保する体制が整えられていますか? 特定行為の各場面に沿って考えてみてください。

胃ろうカテーテル若しくは 腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

• 医師の指示の下、手順書により、身体所見(ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

•原告は、患者には、過去に胃ろうカテーテルが 抜けたことがあったから、胃ろうカテーテルが 胃内に適切に留置されているか否かについて、 直接確認法による確認を行う注意義務があった と主張する。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

• そこで検討すると、胃ろうカテーテルを腹腔内に誤挿入し、それに気づかずに栄養剤を注入すると、栄養剤が腹腔内に漏出し、腹膜炎等の重篤な合併症を引き起こし、死亡に至るおそれがあるため、胃ろうカテーテルの交換に当たっては、カテーテルが胃内に適切に留置されている。かを確認する必要があるとされている。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

•しかし、カテーテルの初回交換の際には、ろう孔の強度が弱いことを推定して内視鏡下で、直接確認法によるカテーテル交換を行うことが勧められるが、一般には、カテーテル交換後は、直接確認法又は間接確認法のいずれかで確認すべきであるとされていることが認められる。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

・また、患者は、平成16年に胃ろうカテーテルが抜けたため、再度カテーテルの造設を受けたことは前記認定のとおりであるが、その後、約5年が経過し、平成21年8月7日にカテーテルを交換した時点ではろう孔の強度は安定していたものと推認することができる。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京<u>地判)</u>

• そうすると、患者に対しては、間接確認法による確認を行えば足りるものと解され、直接確認法による確認を行う法的義務があるということはできない。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

- そして, 医師は, 8月7日, 患者に対し, カテーテル交換を行った際, カテーテルから胃内に空気を注入する間接確認法によって, カテーテルが胃内に正常に留置されていることを確認したことは前記認定のとおりである。
- また、カテーテルが腹腔内に誤挿入され、栄養剤が腹腔内に漏出し、腹膜炎を発症した場合は、発熱、腹痛及び炎症所見が認められるところ、患者には死亡に至るまでこれらの所見は認められていないから、カテーテル交換後の患者の症状から、カテーテルが腹腔内に誤挿入されていたと推認することもできない。
- そうすると、医師の行った間接確認法による胃ろうカテーテルの留置の確認が不適切であったとは認められない。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

- カテーテル交換時に、カテーテル周囲から出血が認められたことは前記認定のとおりである。
- •しかしながら、証拠及び弁論の全趣旨によれば、通常の交換でも、カテーテル交換時にろう孔とカテーテルの間で摩擦が生じ、ろう孔から出血することがあり得るものと認められる。
- そうすると、カテーテル交換時にカテーテル周囲から出血があった事実から、カテーテル交換の手技が不適切であったとか、確認が不十分であったと推認することもできない。

胃ろうカテーテル交換後に患者が死亡したが, 過失が否定された事例(平成22年12月9日東京地判)

・以上によれば、被告病院の担当医師には、直接確認法による確認を行う義務があったとはいえず、胃ろうカテーテル交換時の確認方法に関する義務違反があったとは認められない。

考えていただきたいこと

- 裁判では、通常、争いになった行為について、行うべきであった方法が認定される。その行うべき方法が行われていなかった場合には、医療過誤となる。
- 自施設を振り返ったとき、特定行為の各行為について、看護師として、標準的な方法、行うべき方法が定められていますか? また、その方法が適切に行われるよう担保する体制が整えられていますか? 特定行為の各場面に沿って考えてみてください。